

令和5年(ハ)第2号

決 定

当事者の表示 別紙「当事者目録」記載のとおり

上記当事者間の損害賠償請求事件について、当裁判所は、本件訴訟の事案からすると、地方裁判所で審理するのが相当であると認め、職権により、民事訴訟法18条に基づき、次のとおり決定する。

主 文

本件訴訟を広島地方裁判所三次支部に移送する。

令和5年8月29日

庄原簡易裁判所

裁 判 官 須 谷 好

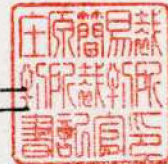


これは謄本である。

令和5年8月29日

庄原簡易裁判所
裁判所書記官

山 徳 眞 二



(別紙)

当事者目録

広島県庄原市三日市町309

原告 高野 邦夫

東京都千代田区霞が関1-1-1

被告 国

同代表者法務大臣 齋藤 健

同指定代理人 高野 剛

同 中嶋 昌浩

同 南 和之

同 若槻 明雄

同 吉賀 あゆみ

同 山下 峻

以上